

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	網及びわなの違法な設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示を義務付ける。 根拠条文 法第9条第12項		
期待される効果	適法に設置された網・わなと違法なものとの判別が容易になるとともに、架設者への連絡が一層円滑になるため、行政による違法な網・わなの迅速な撤去が可能となる。		
想定される負担	法第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする者に、猟具に氏名等を表示する負担が生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	行政指導又は普及啓発により、猟具への氏名等の表示を奨励することが考えられるが、わな等の違法な設置を確実に防止する観点からは、奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。一方、本措置は、狩猟者登録を受けて狩猟をする者に対しては既に同内容の義務づけがなされていること(法第62条第3項)、及び、違法なわなの設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防する必要性にかんがみれば、過重な負担とはいえない。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。		
規制の内容	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)第47条第2項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第9条第1項の捕獲許可を不要とする。 根拠条文 法第9条第14項		
期待される効果	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲について、鳥獣法に基づく捕獲許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来許可の際に勘案すべき項目については、認定保護増殖事業等の認定等の際に既に審査しており、鳥獣の保護の観点からも特段の問題は生じない。)		
想定される負担	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲等について、法に基づく捕獲等の許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。		
想定できる代替手段との比較考量	鳥獣の捕獲等に係る許可をすべて不要とすることは、鳥獣の適切な保護に支障をもたらし、不適當である。本措置は、鳥獣の保護の観点から問題の生じない捕獲等に限って許可を不要とするものであり、合理的な手法である。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	狩猟を活用した農林業被害対策を進めるとともに、鳥獣の適正な生息数を維持を図ることにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	<p>第12条第1項第2号の規定により、区域等を定めて、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止することができることとされているが、このような区域においても特定鳥獣による農林業被害が生じており、当該禁止の解除を求められる場合がある。しかし、単に禁止を解除するのみでは、狩猟者が当該区域に集中し、過剰に捕獲されてしまうおそれがある。</p> <p>このように、入猟者数を制限するため特に必要があると認められるときには、環境大臣又は都道府県知事は、承認を受けることができる者の数の上限等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ環境大臣又は都道府県知事の承認を受けるべき旨を定めることができることとする。</p> <p>根拠条文 法第12条第3項</p>		
期待される効果	当該地域の鳥獣の生息状況を踏まえ、特定の鳥獣の捕獲に関しわば総量規制を行うことにより、きめ細かな狩猟規制を行うことが可能となる。(本制度を活用することにより、現在狩猟を禁止している区域について、入猟者数の制限区域に緩和し、狩猟による鳥獣の捕獲等を推進することで、農林水産業被害の低減を図ることが可能となる。)		
想定される負担	環境大臣又は都道府県知事が定めた区域において狩猟を行おうとする者に、環境大臣又は都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替措置として、狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を解除しつつ、狩猟者が当該区域に集中しないよう行政指導等によって誘導することが考えられるが、行政指導のみでは違法の捕獲を十分に取り締まることができず、過度に捕獲等がなされる危険があり、対象とする鳥獣の保護が十分に図られないものと思われる。本措置は、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から特に必要があると認めるときに、特定区域・期間の入猟につき環境大臣又は都道府県知事の承認を要することとできることとするものであり、その目的・趣旨に照らして、過重な負担とまではいえない。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数の管理を推進することにより、鳥獣の保護等を図るもの。		
規制の内容	<p>特定鳥獣による農林業被害等が深刻化する中で、すべての狩猟鳥獣について狩猟が一時的に禁止されている休猟区がこれらの特定鳥獣の避難場所となっており、休猟区を含む地域全体の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体数調整が円滑に進まないという問題が生じている。</p> <p>このため、都道府県知事は、第7条の特定鳥獣保護管理計画の達成のため特に必要があると認めるときは、休猟区の区域の全部又は一部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕獲等を行うことができる区域として指定することができることとする。</p> <p>根拠条文 法第14条第1項</p>		
期待される効果	休猟区内においても狩猟によって農林水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣の捕獲等を進めることができるようになり、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整が容易となる。		
想定される負担	休猟区のうち都道府県知事が指定した地域については、法第9条第1項の捕獲の許可を受けずに特定鳥獣の捕獲が可能となり、特定鳥獣保護管理計画の達成に資する鳥獣の捕獲等を行おうとする者の負担軽減となる。		
想定できる代替手段との比較考量	狩猟により減少した狩猟鳥獣の数を増加させ、鳥獣の適切な保護を図るためには、休猟区の制度は引き続き必要であり、当該制度を維持しつつ、特定鳥獣に限って捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的である。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。		
規制の内容	種の保存法第10条第1項の捕獲許可等を受けている場合には、法第16条第1項に規定する使用禁止猟具(かすみ網)の所持等を認めることとする。 根拠条文 法第16条		
期待される効果	種の保存法第10条第1項の捕獲許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第9条第1項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保護法の許可の際に勘案すべき項目については、種の保存法に基づく許可の際に既に勘案しており、種の保存の観点からも特段の問題は生じない。)		
想定される負担	種の保存法第10条第1項の許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第9条第1項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。		
想定できる代替手段との比較考量	鳥獣の適切な保護を図る観点から、使用禁止猟具の所持禁止を一律に撤廃することは不相当であり、本措置は鳥獣の保護に支障を及ぼさないと認められる場合に例外的に除外するものであり、妥当である。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣との識別を容易にし、鳥獣の違法な輸入及び国内における違法な捕獲を防止することにより、鳥獣の保護を図るもの。		
規制の内容	<p>違法に捕獲され、又は輸入された鳥獣について、適法な鳥獣であると偽って飼養等される事犯が増加しており、その取締りの徹底が求められている。 このため、環境省令で定める鳥獣を輸入した者は、環境大臣によって交付される当該鳥獣が第26条の規定に違反して輸入されたものでないことを表示する標識を着けなければならないこととするとともに、当該鳥獣に着けられた標識の取り外しを禁止する。</p> <p>根拠条文 法第26条</p>		
期待される効果	本制度の導入に伴い、適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣とを容易に識別することが可能となるため、違法な輸入及び国内における違法な捕獲に対する取締をより実効的に行うことができる。(脚環のない鳥獣は、輸入・国内捕獲を問わず、違法な流通と判断されることとなるため。)		
想定される負担	特定の鳥獣を輸入する際に、標識の交付申請を行い、標識の装着を受ける必要が生じる。(なお、法第19条に基づく飼養登録の場合と同様、実費を勘案して定める手数料を徴収することとする。)		
想定できる代替手段との比較考量	外見上での識別が困難な鳥獣について、その個体の識別を容易にするためには、何らかの実効性ある識別措置を実施することが必要であり、合理的な手法として他の代替手段は考えられない。本措置による負担は、国内におけるメジロ等の違法捕獲を防止し、鳥獣の保護を図る目的から、過重な負担とはいえない。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	わな猟に伴う人の生命及び身体への危険を防止し、狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	<p>近年、イノシシ等が住宅地に比較的近い田畑等においても出没し、これらの地域でわなを仕掛けることが増えており、子供がわなに閉じこめられる等の事案が生じている。このため、都道府県知事は、銃器に加え、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができることとする。</p> <p>根拠条文 法第35条</p>		
期待される効果	住宅地等、特定の区域において、わなの設置に伴う事故の防止を図ることができる。		
想定される負担	禁止区域においては、危険性の高いわなを用いることができないこととなる。また、制限区域においては、これを用いるために都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替措置として住宅地に近い場所等、人への危険が発生する可能性の高い地域には危険なわなを設置しないよう行政指導や啓発を行うことが考えられるが、人の生命及び身体への危険を確実に防止する観点からは、指導若しくは奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。本措置は、人への危険予防等の観点から、都道府県知事が、とらばさみやこわな等の特定のわなについても銃と同様の使用規制を行うことができることとするものであり、上述の必要性を踏まえれば、過大な制限とまではいえない。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	狩猟免許区分の見直し		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号: 03-5521-8282 電話番号: 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	鳥獣による農林業被害の対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に進め、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	<p>近年、農家がイノシシ等による農業被害を自ら防ぐため、狩猟免許を取得してわな猟を行う事例が増加している。しかし、現在の狩猟免許区分は「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等が必要であることから、専らわな猟を行おうとする者にとって、免許の取得に過剰な負担を課す結果になっている。このため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。</p> <p>根拠条文 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条</p>		
期待される効果	近年のわな猟に係る狩猟免許取得の需要に応じ、これまでの網・わな免許を区分し、わなだけの免許取得を可能とすることで、免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保が図られる。(なお、平成17年に措置された特区要望の効果として、島根県等の5県におけるわな猟免許の受験者数は前年比約2倍となっている。)		
想定される負担	近年の狩猟免許取得のニーズに応じ、必要な範囲での免許取得を可能とするものであり、狩猟者の負担軽減が図られる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替措置として「網・わな猟免許」の合格基準の見直し等も考えられるが、安全の確保の観点から、猟具の適正な使用方法等に係る知識・技術の習得は必須であり、免許を区分することにより、試験等における専門性の向上も見込めることから、免許区分の見直しが最も合理的であると考えられる。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		